

愛知県立大学図書館蔵

『蛮書雜記』 解題・翻刻 (一)

愛知県立大学稀書の会

本書は愛知県立大学図書館に所蔵される和書である。今回翻刻・掲載したのは本書の前半部分に当たり、次号に後半部分を掲載する予定である。本稿は「稀書の会」(本学日本化学部の教員・院生・学部生で組織された図書館蔵本の研究会)に於ける成果である。なお本会の参加者は次の通りである。

大塚英二教授、久富木原玲教授、小谷成子教授、足立絵里奈、井上純二、大川のどか、加藤彩、加藤華、狩野一三、久我美咲、熊澤美弓、栗原礼奈、名倉ミサ子(五十音順)

【解題】

本書は『漂流御覽之記』、『史記』、『論語』、『詩経』等々内外の書物からさまざま記事を用いて成ったものである。内容は多岐にわたっていて、連歌・俳諧における作法や切字、あるいは世界地理についての記述などもあり、作者は不明であるがその興味や関心の赴くままに記したものと見られる。末尾数丁は、丁の始めの天界上に「灰」「庚」「東」「真」等と記し、一行目の頭にいくつかの語句を記しながら以後が空白になっている。これは、書き継ぐ予定が何らかの理由で中断を余儀なくされたものと見做され、本書が完成した書ではないことを物語る。さらに天界上と地界下に書かれた文字には上或いは下の部分を切断され、一部にはそのために判読不能な文字もあることから、製本の段階で本来の料紙

を現状の大きさに裁断したものとと思われる。本書はデータベース類には記載がなく、新出資料と見られる。しかし現段階でこれに関する資料は管見の限りでは見当たらない。筆跡は一筆とは見えにくいだが、書写を経たものとは思われない。また刊記は認められず、後見返しの末尾に「徳屋蔵」と記されている。しかしながら本書に引用された『漂民御覽之記』が寛政五年（一七九三）成立とされ、本文中に寛政十年（一七九八）と記した記事もあることから、それ以降に書かれたことは間違いない。この『蛮書雜記』に示された博覽強記は、同じく本学図書館所蔵の『天野信景集説』（『愛知県立大学文字文化財研究所年報』第四号に掲載）にも通じるところがある。その影響関係は定かではないが、近世知識人の教養の実態をうかがわせる一書として翻刻・紹介する。

【書誌】

全一冊。全三十七丁。写本。四つ目綴。

表紙 薄茶色無地。23.5 cm × 16.0 cm。題簽無し。左肩「蛮書雜記」墨書。中央下部「三十五／堂□記」朱筆。

巻頭題 無し。

匡郭 単辺。19.5 cm × 14.4 cm。界幅1.4 cm前後。

行数 十行。

印記 見返し上部「愛知県立女子大図書之印」朱印。下部の愛知女子大図書蔵印の日付は「昭和三十年四月六日」。

〔三十七丁ウ〕愛知女子大図書蔵印の日付は「昭和二十九年十二月六日」。

その他 虫損大。

【凡例】

翻刻にあたっては、底本にできる限り忠実であることを原則とした。但し、読解と印字の煩雑を避けて、次のような処理を施した。

一、固有名詞以外の漢字は、異体字や略字なども基本的に現在通行の字体に統一した。但し、嶋・哥・云などはそのまま

まとした。

- 一、誤字・当て字・送り仮名・仮名遣いなどは底本通りとした。
- 一、合せ字は開いて表記した。
- 一、改行そのほか字配りは、必ずしも底本に従わなかった。
- 一、匡郭外の書込みは「*」の間に表記した。
- 一、朱筆は以下の通り。「二丁ウ」一行目ゴチック体・「二丁ウ」合点（ゝ）。
- 一、虫損等による判読不能箇所は□あるいは「」で示した。

【翻刻】

〔一丁オ〕

胸藏二酉

明道先生曰揚已矜衆吾所不為

堪輿天地総名堪天道輿地道

世云学詩在廼不始乎舞而顯

其巧醉諸矣規矩而学右匠之

所為定可得争高李之選乎

舞也然二三子猶思不能学焉

去是其巧也見其巧而眩其舞

□^(分カ)万搜他家以酬其志於是乎之中□

〔一丁ウ〕

□^(機カ)片由来不自由 椿、生意都相湊

尺牘 八十六句 絕句解 一五句 同拾遺 一四卷 訓釋示蒙 二四句 八分學庸解 三五句 五十分ナルヘシ 五八句

素書解 二五句 孫子國字解 十并五句 答問書 三四句 國字續 二三句 葬礼考 一八句 五十分

送君上人之京 物茂卿

処、春風黃鳥斜 馭亭垂柳映袈裟

洛陽能春花応好 一路淹留知幾家

〔二丁才〕

視□晷□□伝日□□日立八尺之表日中視其晷晷如度者

其歲美不如度者則歲惡晷進則水晷退則旱進一尺則

日食退一尺則月食

倭姬世記異本曰九十年遣漢土常世国安南交距国求香菓異草

奇花今謂之橘 武威仁衛及異国矣

曆算全書 清朝宣城梅文鼎著 語言惟中土為順若仏經語皆倒如云到

彼岸則必云彼岸到之類歐邏巴雖與五印度国不同語言而其字

之倒用亦同日本国壳酒招牌必云酒壳彼人亦讀中土書則皆於

句中用筆挑剔作記而倒讀之

〔二丁ウ〕

爾雅积天云歲陽者甲乙丙丁戊己庚辛壬癸

歲陰者子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥

〔三丁ウ〕

入焉逢甲 ○ 撰提格寅 入端蒙乙 ○ 单闕卯 入游兆丙 ○ 執徐辰

入彊梧丁 ○ 大荒落巳 入徒維戊 ○ 敦牂午 入祝犁己 ○ 協洽未

入商横庚 ○ 涪灘申 入昭陽辛 ○ 作噩酉 入横艾壬 ○ 淹茂戌

入尚章癸 ○ 大淵猷亥 ○ 困敦子 ○ 赤奮若丑

小祥忌期年祭大祥忌三年祭禫 廿五日 祭 廿七日祭 食

岡田集義也者賦稟質朴而嗜和歌シハムコト 緇紳家シハムコト

□受願カ 緇紳家給事中西洞院時名公之此点諄々而

不已 □ 茲有歲公賜手書感賞厥諄々之

〔三丁オ〕

篤 □ 且勸誘諄々之同心詩云出自幽谷遷于

喬木其斯之謂與 時寬政九丁巳歲冬至

岡崎春人誌

職原抄支流云足利義滿公ヲ公方ト称シ武家之棟梁ニ成玉

イシカハ公家有職ニ準シテ武家ニモ故実俗曰シ立礼正シキ

ヤウニトテ一天下ノ侍ヲ十一位ニワカチ駢其位々ニ応シテ其作法ヲ

モリ合テ後代マテ其礼儀ヲミタサジトテ今川左京太夫氏頼

小笠原兵庫助長秀伊勢武藏守満忠此三人ニ仰付ラレ

テ故実書ヲアマシム名テ謂当家弓法集三議一統

大双紙一部 十二卷 悉天下ニヒロメテ武家故実ノ規模トス武家

ノ故実ハ此ノ時ヨリ起レリ書札ノ法モ公家ノ弘安礼節一部一卷准シテ公方ノ十一位礼節一部一卷アリ其外勅書ニ准シテ御内書公方御判

御下文同御判公帖同御判御教書官領奉書御判何レモ公方ノ命

ヲ奉リテ書スル也奉ル人々ニヨリテ其名カワレリ其外遵行施行打渡ナト、云書様アリ口伝万事ノ作法天子三等ヲ

降シテ名付侍ル○公方ノ十一位ト云如何答曰御一族。大名。守護。外様。評定。御供衆。申次。番方。国人。奉行。ミナン未男也。

公方ノ御直臣ノ衆ハ此十一位ニモル、コトナシ此位ニ応シテ武家ノ故実ヲアミ立侍也

〔四丁オ〕

或記云大内裏秦川勝宅橘本太夫宅南殿前殿橘樹依

旧跡殖之見天曆御記桜樹者本是梅也桓武天皇遷

都之日所被殖也而及承和年中枯失仍仁明天皇被改殖

樹也橘木者橘本太夫之時樹也枝條不改及天徳之末云

見康和二年御記

史記龜策列伝曰辰不全故有孤虚注甲乙謂之日子丑謂之辰六甲孤虚法甲子旬中無戌亥

微子罕篇若夫吾邦之美外此有在何必伝会論語妄作

無稽之言乎夫配祖於天以神道設教刑政爵賞降自

廟社三代皆爾是吾邦之道即夏商古道也今儒者所

伝独詳周道遽見與其周殊而謂非中華聖人之

〔四丁ウ〕

道亦不深思耳自百家競起孟子好弁而後學者

不識三代聖人之古道悲哉

南海中喝カア吠フコク国南極出地三十六度日本ト足合ノ国也竜カネ蛮名「ダラーカ」カアプニ多

産大ナルニ至リテ三四丈ニ及

夜国之昼夜「シキンデラル」云春分ヨリ秋分迄ハ夜也黄昏過ノ雀色

ヨリ今少シククラシ秋分ヨリ春分迄ハ昼ナレト日ニ遠キ国ユハサマテ明ルキコト

ナシ日輪大サ鬼ホ燈フツ籠ツキホトニ見エテ出没ナリ海ノ面ヲ周リイル也

南無阿弥并仏ノ名「ナアム」トイフハ蛮語ニテ名ト云コト也天竺ノ人阿

弥陀ヲ「アミン」ト云南無阿弥ハ「ナアムアミン」ニテ名ニ阿弥ト云コト成
ヘシ

仏モ蛮語也彼邦ニテ「□(ホカ)ツト」云

〔五丁オ〕

印帝亜国有島名錫キ蘭ロ島之中央有高山「アダムス」其高

凡二十里仏家所謂靈鷲山是也自麓到巔躋攀十二層

磴道甚峻岨也故設鉄鎖繩令登人為附攀以助勞頂

有千頂水源其水分派周流山中降合為一河号「シテガンケン」三月

初旬免登山行者修禊河水懺悔罪惡以登山頂石坂之右傍

横カネ自然石横石梁以懸一鳧ツリ鐘カネ伝云昔時仏祖所造之物也所謂祇

園精舎之鐘是也鈞置大鉦木附革牽綱登山之人以凝心撞鐘不發音則其人為未罪障消滅者而不赦登山他日再整心而登喫辛酸漸到巔有小平地号其地「ハマネルレシリパーテ」左傍有小廠此登山行者憩息之所也右方往昔莊嚴華麗堂宇之跡也其中央

〔五丁ウ〕

有池号「ウエールレマルアカントン」八功德池是也俗又称「タルボクネ」名子池

此池辺有大石名仏足石「シリパーテ」甚大於常人之足而鮮也恰如押

印於蠟上登山行者群集而恭敬拜礼焉其非天竺人而已ハル齊シ

亞国支那ヤ其外遠近之国人等也於其地原修仏道者曰往昔東

印帝亜有一王后懷胎ノ内令造星鏡天文測量之器造成之日太子

降誕王怡曰此兒必神聖乎果及長神彩穎悟無不隨目而

弁智幼而有脫塵之機乞父王構於室千園中杜絶人事数

年及十八歲請父王巡遊國中父王使從卒数多警固遊覽忽見

僧宿智感発厭離塵世帰依仏理得道之后出東印度入中

天竺卒弟子渡錫蘭島有靈鷲山説法数年受教者亦

〔六丁オ〕

不少矣而後太子欲伝於法他邦附属弟子等留テ爰欲

無他念而使吾名專唱是誦名号始也其後踏石面登天父王

聞之不堪哀造太子之像慰意是仏像之始也弟子等集生

平教諭指示之言為不遺忘且發聲誦梵唄焉是仏

經誦誦梵唄之始也太子之名「サゴモンバルカノン」西洋「ビュートン」人曰出

家後名号「ダラマラマ」紅毛「アポステル人トーマス」説曰仏足石者贗物也

錫蘭石工之所造也云々此「アダムス」山中之事有種々雜説皆浮屠

者附会之妄談也云々此條崎陽西某人花蓮ハレンテイ的印地輿之書中所載

之説席上隨聞操觚書記云々

赤道下亞夫利加洲之中八島之内「テネリフハア」ト云島ニ「ヒーゴ」ト云ル

〔六丁ウ〕

宇宙第一ノ高山有世界ノ地図ヲ作り東西ノ經度ヲ定ムルニ此山

ヲ以テ始トス氣候亞夫加ハ酷熱ニシテ其中ニハ百余里ノ曠野或ハ眇々

タル沙地而已多クシテ水ニ乏シク人民居住シカタキ地有此辺象

獅子虎ハンデルス豹ノ杜ナル蛇。飛竜。猿犬。馬ノ属ヲ産ス

摩利支天火星ヲ炎惑星也紅毛ニテ「マルス」ト云「ウラールドブック」ニ日ニ前立

テ廻ル星軍神ナリト註セリ摩利支天是ナルヘシト中良按翻譯

名義集ニ摩利支此ニハ陽炎ト云日前ニ在テ行ト註シタリ神学者

流摩利支天ヲサシテ日前ヒノ神ト云ヨシ「ルス」ト「リシ」トハ同音ナリ

可合考

寛政九丁巳歳兵庫和泉屋船千石若狭湊ニ舟ヲカコウ石之舟

〔七丁オ〕

夷ヲクヘユキキタリシヨシヨツテ於会所御尋答之趣

閨七月サシ入 城下ヨリ十八里エトモエツノ船一艘着観音山石火炮備
 和泉屋船エゾヲク三百里ヲククナジリヲロシヤ近ク也へ着常ニ風強クフカズモヤ甚多
 シ廿日余リモヤノ内ニイ候ヨシ曆御稜類カツテナシ土用中綿入裕
 キル家居ナシ穴居スルヨシ○辰年アンキリマ舟女老人ノセテネモロへ来エツノ
 カラフトーカツ地ツキサントン国 箱立ハヒカシヘラ ソウマハ西ヘラ タタンノ方

「マンー満州ジユ」也 大國茶タハコ錦ルイ紙是ヨリカイ来
 羅針ジシヤク

祝歌

雅桜 本牟多農神廻 磐立志 後瀬能山田

〔七丁ウ〕

百伝国津小汀尔 幾代 布留 岡田丈夫能

四十余二年過天 波魯ミ能千歳祝□之

四能海 波茂平尔 諸国忽其名伝牟願

言袁我願言能千早振神尔禱得武

百千経底栄行家能限志良須毛

古唐ミ茂気奈賀久 那理天

多志ミ尔千代尔逢夜茂世能古唐

古唐茂

〔八丁オ〕

赤人之字三十二字也イロハ四十八字カナ候時二字三字ニテカナ付

三ヒ 了ウ 生ナ 事
 此セ 取テ 此マ ア
 〇エ ヒマ 百エ
 〇ウ 九テ 〇字
 〇カ 九ペ 〇子ニ

〔九丁オ〕

〇空 カラ 〇イヤ
 〇ベ 〇モ 〇る 〇三
 〇ア

此

寛政五年丑四月廿日松前表より書状到来アツケケシ船之義ニ付

南部様より五百人斗 松前様^正行寺宿也

津軽様より三百人余 専念寺宿也

長柄鎧^{世本} 御弓^{世張} 猩々 緋鉄鉋^(マヤ) 五十挺 まとい^{式本}

騎馬^{十一疋}ツ、 右御両所御同事ニ行列ニ而門入津結構成事御坐候

一 赤人宿^(寄カ) □松前御城下蔵町古田と申所ニ御坐候 古田御屋敷ハ

御普請最中御門ハ赤銅瓦高塀等見事成事ニ御坐候

〔九丁ウ〕

いけぶ下国と申所之御屋敷ハ赤人アキヒトと江戸之御目付様と御対面之所也いけぶ熊野宮の少し上方ニ惣門建し此所より下国屋敷ニ町並御門迄津輕様御堅メ其門之内より坂ノ下迄ハ南部様

之御堅メ 此所ニ高サ四間ニ長サ六拾間之大幕打披し間ニ御番所有坂ノ上大御門之内ハ松前様御堅御カリ家御番所ハ数多相建申候扱メ前代未聞之見事成事ニ御坐候

○右松前表ニハ千人も入込申候得共御銘メより御仕立ニ而松前様へ御造作ニ相成不申様ニ御両所より御断候よし珍敷故有増之様

入御覽申候赤人ハ未松前へ入船不申急度御城下之御□付之事無相違事御坐候近キ所ニ御坐候ハ、見物罷下り度と存候

〔十丁オ〕

右五月廿一日出自敦賀来状

○異国船も先達申上候通松前箱立より六月廿日ニ御城下江御引取被成候分ハヲロシヤ人ハ十人外ニ式人伊勢白子船頭幸太夫知大人チタ人カコノコト也

右之余乗合者城下へハ見へ不申箱立ニ逗留致居申候

○廿一日江戸御役人様並松前城主南部津輕御役人御対談

御坐候所船頭之分は早速相渡外ニ格別子細も無之異国より願と申は此後商内物松前表ニて売払被仰付被下候様願候得候とも御役人よりハ売買候儀は毎度日本ニてハ長崎と申所有之候間此所ニてハ願候

通ニ勝手次第2□可參候松前と申候而ハ是迄筋無場所ニ候間堅相
成不申段御申付被成候所長崎之義ハ甚海上遠方ニ御坐候間春上り秋

〔十丁ウ〕

帰国と申ハ無心元松前筋へハ道も近ク相聞候間御願申義ニ候左候へハ
無是非義と御断之通ニ聞分ケ則六月廿八日右箱立之市江無子細帰
申候異国よりも此後流船參り候は如斯不案内之者行分御届ケ被下候様ニ

願申置候由船中は不案内ニ候間夷地界迄案内之者水先を忒人
願申由人柄ハ阿蘭陀人同事相見へ申候猩々緋羅紗天鷲絨之類

着何レも金銀牡丹シテ足等も沓をはき常住暈なと差別無御坐候間

宿も困り候由笠ハ十人之内忒人ハ  外十人ハ  右之通

御坐候目ハ大ニ而薄白く鼻高ク髪ハ長シテ背中迄もさけひけハ

そり候也奇麗ニ見へ申候由船中ニても床机ニ腰掛居候由

○幸太夫忒人者ハ早速江戸表へ則津輕様より役人厚釜新御殿

〔十一丁オ〕

供三十人斗りにて江戸へ九日着候由○津輕南部松前之御家中此度之
御拵寔ニ珍敷程未聞之事ニ御坐候由近国より松前へ追々見物人參
松前内へも御申付にて見物者迄も不常美を尽候よし

○異国より音物之分ハ此度は御尋不被遊由重而長崎江參候節ハ
いかやうとも可致との御事ニ而御断被仰候よし○公方様より御音物
米百廿俵長刀忒ふり○松前様よりたはこ三十箱狐皮数ハ不知

右之通有増申上候 丑七月 自角鹿来状

○異国人も七月十六日ニ箱立出帆致折節天氣能候故帰国可致と
奉存候夫故七月早くニ江戸大御目附御両所徒御目付御小人目付
も南部津輕之御加勢之衆中不殘御出立被成候而当島も大平ニ納候而

〔十一丁ウ〕

悦申候南部津輕之人数付松前人数ニ付赤人之絵図遣候

○ヲロシヤベ人と申者扱々人品宜敷者ニ御坐候毎日紅白粉にて化粧いたし候
肌なとハ一向雪のことく成者ニ御坐候髪ハ少候赤み顔も少赤み御坐候大勇成
者にて氣之大丈夫ハ言語ニ不及事ニ候湯なとあひしニ壺人湯ニ入二時半も

揚り不申いけふノ屋敷ニ而大目附と応対御坐候其節熊野堂と申所ハ
南部様御堅坂之上ノ大門より是ハ松前江之堅分メ右之通きひしく鉄砲火繩
に火を付中々嚴敷事ニ候へとも赤人ハサシもく恐レ不申道筋高
咄マ高笑ニて花見ニ歩く心地ニて行申候江戸南部津輕之御役人方も
ハマかをくり被申候江戸大目附衆初而応対之席ハサカムリニ侍従
之装束ニて御逢被遊候二度目三度目ハ左り折之ゑほし外役人

〔十二丁オ〕

給仕方之侍中ハ大紋も有素袍も有大紋素袍之分ハ皆侍ゑほ

しニて扱々珍敷見物事ニ御坐候見物之者も御免ニて衣類杯着替見物
致候通筋ハ見世店もそうし致し金屏風ヲ立毛氈敷見物致し候南
部津輕松前行列ハ見事成事ニ候最初ハ津輕様ニて騎馬之士陣羽

織狸々緋之鉄砲三十五挺弓卅五張玉箱騎馬士纏はた騎馬まとい長柄廿
騎馬くくくかち立之侍道具中く目ヲ驚惣大将ハ山田剛太郎様十八才二
て

銀ノサイハイを持都谷森甚之丞兩人銀さいはいヲ持て然共本大将ハ剛太郎
南部ハ鉄砲五十挺弓長柄も同断津軽よりハ余多ニ御坐候惣大将ハ桐生空衛門
より

築田宗右衛門兩人松前大将ハ蠣崎糺三河御子息松前鉄五郎監物御子息松前諸士

陣羽織狸々緋十徳成厚板天鷲絨かつちぢ□よろの類にて見事成事南部など馬

〔十二丁ウ〕

道具ハ光り渡り津軽松前カルサンにて南部ハ脚当カツシリトシタル出立

幕ノ上ニ天幕ヲ掛南部幕斗六百張天幕長六十間統南部

津軽共高サ七尺金屏風六七十双宛御持参被遊前代未聞之事

○南部人数四百五十人津軽人数三百八十人松前人数貳百五十人江戸よりの御

役人方惣一舨人数合二千五百人斗二候

信牌 おろしやの国の船一艘長崎に
いたるためにしるしの事

爾等諭すむねを承諾して長崎にいたらんとす抑切支舟之教ハ

我国の大禁也其像及ひ器物書冊をも持来る事なかれ必害

せらるゝ事あらん此旨能恪遵して彼地に到らは尚研究して

上陸をも□すへきなりそれかために此一書をあたふる事

〔十三丁オ〕

しかり

石川将監
村上大学 書判 此度

政府の指揮を奉して あたら／＼すまんに
給ふ あしきれいとつちに

寛政五年六月廿七日

○天明二壬寅年十二月伊せ国白子村船主彦兵衛沖船頭神通丸幸太夫異国
流寛政四年壬子年九月松前東夷地キイタツフヘヲロシヤ都ノ使乗組共
丑六月松前へ御召寄ニ付御城下にて応対之節帰次第

浜御屋敷御敷 御座敷御簾之内石川将監様

豊五疊斗下り石ニ
村上大学様立エホシスホウ 兩脇土井人
ノシメ麻上下 左ニ松前佐膳 金冠ニ錦ヒタ、レ下黒く
立エホシスホウ

* 石川ハ江戸側頭／村上ハ／西丸御側頭 *

〔十三丁ウ〕

伊勢白子村船主彦兵衛沖船頭神通丸幸太夫船紀州様御城米積入寅ノ

十二月十三日白子村出帆致駿河沖ニて梶ヲいたため卯七月廿四日アシサツカト

申

所へ着致爰ニて水主八人死ス未七月十八日同所出帆同廿一日チキリへ着同八

月朔日同所出帆同八月卅日ニヲホツカへ入津是より陸同九月十二日同所出立

同

十二月十三日マコツカ出立酉二月七日イリコツカ着亥正月十五日同所

出立同二月十九日ヲロシヤ都へテレホルへ着

漂民御覽之記 寛政五^癸年九月十八日吹上の御物見に於て去天明二^壬年十二月十三日勢州白子を出船し其夜駿河沖にて俄ニ大風に吹放され同三年卯七月廿日魯西亞^{ヲロシヤ}の属島「カミシツカ」といふ地に漂着し夫より「カムサツカ」

「オホツカ」「イルカウツカ」などいふ地を経歴し歐羅巴洲なる魯西亞国の都へ

〔十四丁オ〕

出女帝に見候て許しを受去年九月三日蝦夷の子モロといふ地まで彼国の船にて送り帰されたる神昌丸の船頭大黒屋幸太夫同水主磯吉なる者を上

覧あり御物見の正面に御簾を掛御透見ある様に御座を設て右の方の

御側にハ松平越中守加納遠江守平岡美濃守高井主膳正列座其前に罷

出候所を構へ御小納戸頭取亀井駿河守小野河内守多記永寿院桂川周甫

列座是等ハ事之由を尋問すへき旨を命せらる次に御目附中川勘三

郎矢部彦五郎此兩人ハ今日の執事也御座の御後にハ御小性御左りにハ御小納

戸

群居せり御白砂に床几二脚を居る是ハ彼二人の為にまふけたる也扱午の初に

なんくたる頃ほひ幸太夫磯吉を召出さる幸太夫ハ齡四十二髪をは三ツニ組

て後

に垂れ黒き絹にて巻黒き氈笠を脇はさみ襟にハ黄金にて作りたる小き

〔十四丁ウ〕

鏡の如き物を（黒カ）□桃色の銀莫モ臥ツル兒ルにて制したる（黒カ）笥ツ袖の外套に赤き玉の衣紐ホケンを施し同織物の袴をはき紺地の錦シタキの緊シタキ身キを着し足ハ白き莫モ大メ小スの上に黒き百ハル尔ル西シ亜ヤ革の深沓を履マル魁トウ籐トウの杖を突たり磯吉ハ齡廿八同しさまに髻ヒレを組幸太夫か掛たる如き物の銀にて作りたるを掛笠を取て脇に

はさみ紺哆ラ囉シ呢ヤの外套に銀の衣紐を付緊身ハ猩々シウシウ緋ヒに黒きへりを

懸たるを着し黄黒の間道の天鷲絨の袴を着て白めりやすの上（黒カ）に深沓

を履是ハ幸太夫沓とは少し違ひて半より上ハ柿色の革にて継たれと制作は

同じ様也諸ともに笠を地に置（黒カ）拝ヒをなして床几に座したる体更に此国の人とは

見へす

紅毛人の形に髻（黒カ）髷（黒カ）たり夫より彼二人に問を下すことに答ふる所的實にして

いさゝか虚（黒カ）□なし誠に千古の一大奇事也

〔十五丁オ〕

問 其方共最初着船したる所ハ何と申地にて候哉

答 カミシツカと申島へ漂着仕候此所に四年罷有候内食事ハ魚□□蒸黒

百合の根を水にて煮研て白酒のことくに致し候物を給居申候女は腮（黒カ）に二本

鼻の穴に二本角有て面体並に手の甲に青き筋を入墨に仕候其角ハ

自然と生し候物にても無之鯨の牙にて筆の軸の大きに削長サ二三寸掛はつし

相成

様ニ拵候ものに御坐候常ハはつし居申候男子ハ被髪にて男子も鳥の毛を着穴

居にて御坐候夫よりカムサツカと申地え罷越在留之中乗組の内六人死亡仕候其病

体日本にてハ見及不申候チンカと申病にて御坐候和蘭にテシケウルボイクと云此地にて

魯西亜の加比丹官名也是ハ紅毛ニモ有テモへオレホイチと申者に出逢オホツカと申地にて

四年滞留仕候所此所ハ寒氣殊に甚敷冬の間外出仕候ニハ裘を着し狐の皮にて面

〔十五丁ウ〕

を包み目斗り出して歩行仕候若や引合の透間より耳鼻などをあらわし候へハ互候

て石のことく堅相成家に入暖氣を得候へハ忽解落申候頬先などハゑくりたる如くに抜落申候右の節ハ乳酪ホ乳に丁子肉桂の末を加候を塗候へハ癒申候嚴敷寒氣を請候へハ手足も脱落申候既に同船の者庄藏と申もの右の病にて相悩候所彼国の医師大なる鉤をかけ鋸にて足を挽きり焼酒にて浸候木綿にて切口を包み療治仕候煎薬ハ硝子ニ入与へ申候勿論療治前ニも飲せ申候食物の手当ハ一日に

銅錢拾文宛の渡り御坐候右之錢にて牛肉小麦などを調へ給申候拾文にて一日の雜費十分ニ御坐候去なから右の錢緩くとハ態マタ相渡不申候不自由にて候も元手借具候上地代年貢等も

取申間敷候間商人相成候ハ、追々取立可申候ま、奉公仕候とも致「」彼地の人に相成候様

ひたすら相勤候へ共何分日本へ帰国仕度願ニ御坐候故一向承引不仕候兎角仕露命

〔十六丁オ〕

を繋あれこれへ帰国願の事相頼候へ共一円埒明不申候途中にて支へ女帝の御「」

達し不申候由承出し候ニ付私老人都へ登り帝へ直訴仕候右の旅「」キリ口と申

候旗本の厄介に罷成候其砌女帝ハヘテエルホルと申所ニ御坐被成候私義早速被〔符カ〕□

出候所宮中にハ数多の官人嚴重に相詰玉座の左右にハ宮女雲のことく圍繞仕候

故心恥かしくやうにて猶予仕候へハ御老中とも可申官人手を取女帝の御前へ伴ひ両

手を重出し候やうに教られ候故右のことく仕候へハ女帝御手指延指先を私の手

の上へそと御乗被成候を三度いた、き候て嘗候様に可致と教られ候間右の如く

仕候初て帝へ見へ候時の祝義の由に御坐候帰国願早速相済申候扱王城の構ハ

一向城とハ見不申候煉土にて土蔵作りに仕或ハ石にて畳み上ヶ五重六重ニ仕候

家の二重目三重目ニ築山泉水などを構へ花畑などを作り申候下地を銅にて

〔十六丁ウ〕

張其上へ土を入申候もの、由ニ御坐候家作りの義ハ王城モ平人の住居に左迄違候義

ハ無御坐候

問 火災の義ハ何如ニ候哉

答 右申上候通家作り大方煉土石にて御坐候間火災ハ甚稀成事御坐候彼地

居候内火事両度御座候二階の火事ハ三階にてハ存不申候尤隣家坏にてハ猶更存不申候

様子ニ御坐候畢竟立居焼失仕候義ハ無之家内ニ御坐候道具或ハ内造作等焼失仕候

迄の義ニ御坐候去ながら木にて家作仕候所ハ随分火災も御坐候由承申候
問 城楼之上に大成自鳴鐘有之由見及候哉

答 殊之外大造成物ニ御坐候大サ此邦にて仕候水車の輪程ニ相見へ申〔候カ〕
問 城門の上に魯西亞中興ノ帝伯多録ヘテルの像有之由見及候哉

〔十七丁オ〕

答 伯多録の像ハ靈屋に安置仕御座候御〔室座カ〕□□に大なる磁石有之「」

大キサ三尺斗にて四角ニ仕筋金を入レ候而釣下ヶ御坐候其四隅ニ百貫目御坐

候碇

一挺宛吸付居申候磁石ノ脇に仕掛候螺^子施^テを扱候へハ吸取の喰違候や四方碇地に落申候又々螺施を戻シ候得ハ件の碇飛上り元の如く吸付申候

問 ムスクワに大石火矢有之見及候哉

答 銃口へ入仰向に臥て手延候ニ指先少しつかへ申候長サ三間斗相見へ申候同所到大鏡御坐候焼落候由にて銃ハ大地ニ喰入居申候周りを堀石垣を致し其内へ日本ノ四貫^{五百}目を壹貫目に仕忒千五百貫目有之候よし小山の如く相見へ申候 ○問 駝ハ見及候哉

答 ヤカウツカよりイルコウツカへ参り申候道にて見申候一躰鼠色にて

〔十七丁ウ〕

殊之外大きく背に瘤有之候頭ハ殊之外細なかく頭ハ小サキものニ御坐候ベルベルウダと申候

問 タバコハ此方同様に候哉、何と申候哉きせるハ焼物にて候やかねにて候哉

答 此方のより下品にて御坐候やはりタバコと申候きせるハ焼ものもかねも石も御坐候

水晶にて天火をとり夫にて給申候私共ハ勿体なく候故天火にてハ給不申候何故そと

尋候故勿体なき段申候へハ笑申候 ○問 武芸ハ稽古いたし候哉

答 右之体一向見及不申候足軽体の人鉄鉋稽古仕候を見物仕候足ノ踏様

を習ひ申候弓ハ侍の持候体見及不申候獵師ノ持候を見かけ申候至極鹿末成者
 ニて矢張蝦夷人の弓同様に御坐候刃物ハ甚鈍く一向切不申候金色は荒砥にて
 白研に仕候如くに御坐候○問 老中とも見へ申候人往来之体如何候哉

答 是ハ至而手輕成事に御坐候輿ハ甚高く立派ニ而車の輪（四カ）□ツニ仕（馬カ）□

〔十八丁オ〕

六疋ニ為引申候輿ノ内へ四人宛乗申候私義も折々御老中と同車ニて（野道カ）□
 に出候事御坐候女帝の行幸とても手重キ儀ハ無御坐候車の先駆式人立候迄
 ニて御坐候乍然跡跡端ヲハ余程相見へ申候尤人留等ノ義ハ無御坐候、
 問 首ニ懸候ハ何にて候哉腰にさけ候物は何にて候哉

答 腰に提候ハ女帝より賜候時計ニて御坐候襟ニ掛候ハメレタアリと申候物
 ニて

御坐候片面ハ開祖伯（ヘ）多録（テ）帝乗馬ノ像今の女帝エカテリナノ肖像

ニて御坐候是も女帝より賜り候此メレタアリ掛候ものハ魯西亜中何方へ参り
 候ても

鹿略ノ取扱不仕候惣而私義ハ制外ニ仕御坐候へハ何方へ参り候ても咎候人も
 無御坐候

食事ノ節など御老中ノ宅へ参り一所に給候事抔御坐候

○此問答終而上にも暫入御漂民にも昼食を給ふ扱支度相済て御白砂へ

〔十八丁ウ〕

□（鹿カ）出さる此度ハ外套を換へ幸太夫ハ油（アイヒ）緑（ロウト）色の多（ラ）羅（シ）色磯（ヤ）吉（カ）ハ老（バ）虎色

の哆囉呢也○問 其方共事魯西亜ニテ救命の恩其外の厚情

仇ニハ存間敷事ニ有之候如何ニ存候哉大切ニ存為可申事ニ有之候

答 恩義に於てはいさゝか仇にハ存不申候乍去大切に存候と申程之義無御坐候

問 左程に恩義も有之儀候所何故強て願を立日本ニ戻候哉

答 恐ながら本国ニ老母妻子兄弟共に御坐候得ハ恩愛の情忘かたく其上食物等も不自由にて難義仕候而已ならず第一言語明白に相通し

兼朝夕心に任さる事勝に御坐候ニ付身命を擲一向帰国仕度相願候事ニ御坐候

問 言葉ハ覚候にてハ無之候哉

答 是とても聞取にて御坐候得ハ誠以万分の一にてまさかの所に至てハ

〔十九丁オ〕

一向通弁仕候事相成かね何角に付て不便利なる事のみ御坐候只飢寒

無之迄用意弁候事ニ御坐候

問 帰国之事申渡候節何ぞ申付られ候事ハ無之候哉

答 老中共申へき役人帰国の砌申され候ハ世界の国々大抵我国と交易通商せざるハ

無之日本のみ通信無之候此度汝等を送り帰候因に交易の義を取り結び度事ニ有之候去ながら強てと申筋にてハ無之候旨呉々申含られ候此儀帝より仰渡

され候事ニハ無御坐候全く右の役人の存寄ニ而被申聞候事と推察仕候

問 彼地にて耶蘇宗門に入改宗致候者ハ四十二日水を浴うしを向て唾吐し

其上にて名を改候由勿論名を改候折も水を浴せ候由見及候義有之候哉
 答 御尋のことくニ御坐候名を付候時ハ何れ水を浴せ候事と相見へ小児

〔十九丁ウ〕

七夜二名を付候節も大鉢ニ水を湛へ小児を水中へ三度浸候上にて名を
 付申候小児殊外啼申候

問 宗門ニ入不申候ハ、左様之義見及申間敷事ニ有之候

答 前ニも申上候通私義ハ制外故何方へ参いかやうの義を見候てもさまて
 咎候者も無御坐候故右躰之義をも心忦ニ見物仕候義ニ御坐候

問 十文字致候物を貴候義見及候哉、是は切支丹の法器也

答 是ハ家々の入口に掛ケ人々首に懸申候、名をハキリストと申候但シ十文
 字にてハ無御坐候末広かりに横木を三本入候物ニ御坐候都而人の宅へ参り候

節は参り掛に先仏檀を拜し其上にて主人へ挨拶仕候事ニ御坐候

罷帰候節も主人へハ暇乞不仕候ても仏檀さへ拜仕候得ハ宜事ニ御さ候

〔二十丁オ〕

仏の事をハボシフと申候ホシフとハ上と申事にて即天の事を申由承及申候
 問 硝子（候カ）を吹候を見候哉○答 私シベテエルボルへ出候節旅中万

端世話仕呉候キリロと申者ハ硝子師にて御坐候間彼宅ニ罷有候内見物仕
 石を粉ニ仕山塩と小麦粉のことき物其外二品ほと交物仕候是ハ承り候得
 共教へ不申候板硝子（候カ）を吹候を先徳利の如き物ニ吹夫より筒に吹立山塩にて
 豎ニ筋を引（候カ）入候へハ右の筋より二つに破レ竹を破候様ニ成申候右を三方

土にて塗ふさき候竈の内へ並へ候て焼候へハ両方のひて平ニ成申候
 問 瀧の製法見及候哉 瀧 以智切音猪詣焼松一
取汁曰瀧
 答 随分見物仕候地を堀候て甕をいけ厚板にて蓋ヲ仕多く穴を
 明ケ其上へ土を掛松杉の類惣而脂多き木を積候て火を掛申候火廻り
 〔二十一丁ウ〕

候時分上より生草を覆ひ蒸焼ニ仕候へハ下之甕へ自然と溜り申瀧
 斗出候へハ上ニ水式升ほと湛へ候ものにて御坐候○問 哆囉呢ノ織方見申候
 哉

答 是又見物仕候綿羊の毛を紡候而突杼ツキヒにて織申候織上候節水
 を噴き毛の硬こわキ刷毛にてこすり畳付申候

問 魯西亜ハ冬至の頃ハ殊之外日短ニ可有之候如何覚へ候哉

答 さのみ短キ様ニも覚不申候只五月より八九月頃迄ハ夜中に殊之外

明く曇候昼よりもはきと仕候様にて細に認メ候者ニても燈なしニ読メ申候程
 ニ御坐候

問 何ぞ格別恐敷と存候事ニハ逢候義ハ無之候哉

答 さまで恐敷義ニも逢不申候可恐ハ彼地の寒氣にて御坐候最初

にも申上候通耳鼻も解落手足も切落候時宜ニ御坐候へハ是程恐敷義ハ無御坐
 候

〔二十一丁オ〕

問 雁は年中居候哉○答 大抵年中居申候内春乃中頃より秋の初迄

別て夥敷卵をも産かへし申候家にも羽を切アズル鷺の如く養ひ卵
を取食料に仕候雄四五羽ニ雌三四十宛付置申候卵ノ味甚能物ニ御坐候

問 ムスクワに大なる石橋有之候由見物致候哉○答 其橋ハ損し候て当時ハ板
にて仮橋をかけ往来仕候○問 彼方にて日本の事存居候哉

答 何事によらず能存罷有候日本の事実を詳に記し候書物并日本

図なども見及申候日本人にてハ桂川甫周様中川惇庵様と申御方の御

名をいづれも存居申候日本の事を書候書物の中にも書載せ有之

様承及申候

中川惇庵ハ若州の侍医也往年死亡ス彼邦にてハ
官医之様ニ心得居申趣なり

問 水車風車ハ見及候哉○答 水車ハ所々ニ有之候鍛冶や錢

〔二十一丁ウ〕

座等ニ皆水車相用申候風車ハ羽根四枚にて殊外大作なる物ニ御坐候是
ハ流川無之所にて相用申候尤風無之節ハ相廻り不申候

問 都の入口に彼国の掟石ニ彫付有之由見及候哉

答 一見仕候へ共文体相分不申候故如何様成義共弁別仕かね候○

私共帰国願度ニ差出候へ共兎角遲滞仕候故日本通船仕候段兼而承及候
故紅毛人ニたより日本へ送り帰具候段相願候所魯西亞ノ帝へ指出候婦
国願を願下ケ仕魯西亞ノ手を放れ候ハ、送り届可申旨申候間海上
何程懸り可申哉と相尋候へハ三年懸り候よし答申候魯西亞よりハ左ほと
年月ハ懸り不申様ニ承り候へ共万一願引しろい申候と紅毛人ニ相願可申候と
存居申候内帰国之義被申渡候事ニ御さ候○イルコウツカにて朝鮮

〔二十二丁オ〕

人を見申候唐人をも見申候北京人の由ニ御坐候○冬中ハ櫓カヌーに乗
 氷の上を犬に牽せ申候一人ニ犬四疋宛掛申候殊外早キものニ御坐候
 貴人ハ馬にて引せ申候○ベテエルボルに鼠ほと野猪イノシシ兎雀ほとウサギの矮
 鶏御坐候野猪ハ帰国之節持帰り可申候と存三疋にて飼置申候所
 彼国ノ者所詮たもち申間敷候段申聞候へ共若やと存飼置候所残
 らす落申候○当今ハ女帝ニて御名をエカテリナアレキセウナと申候
 御年六十四太子御名ハウルヘトロイチと申御年三十九皇孫ハ一人ヲマコアレキ
 サンデルパウロイチと申御年十六一人をコンスクンチレパウロイチと申御年
 十四

右件之問答終りて彼二人の漂民ハ御暇賜り雉子橋ノ外なる
 御厩ノ宿りに帰りぬ誠に昇平大和の御代に生れ出御身近く仕ふま

〔二十二丁ウ〕

つる故にこそかゝる事をも見聞すれ去にても唯に聞捨
 へき事ならねハとて柄短き筆を取りひそかに記し終事
 になりぬ 侍医法眼 桂川甫周國瑞誌